

保管金事務取扱先の変更のお知らせ

水戸家庭裁判所

令和5年12月11日（月）から、水戸家庭裁判所で行っていた保管金事務を水戸地方裁判所事務局会計課において行うこととなりました。

つきましては、以下のとおり取扱いが変更されていますのでお知らせします。

1 保管金の納付について

(1) 保管金提出書の提出先

水戸地方裁判所事務局会計課（本館1階）

(2) 振込銀行口座（当座納付）

【変更前】 常陽銀行本店営業部 （口座番号） 1 2 9 5 6 9 8
口座名 水戸家裁

【変更後】 常陽銀行本店営業部 （口座番号） 0 0 5 4 4 5 7
口座名 水戸地裁

(3) 現金納付について

保管金の現金納付の手続は、水戸地方裁判所事務局会計課で行います。

なお、保管金の納付は、当座納付（裁判所から交付された振込依頼書を利用して金融機関の窓口から裁判所指定の当座預金口座への振込）又は電子納付（ページ対応のATM等を利用した納付）が便利ですのでご利用ください。

(4) 電子納付について

12月11日（月）以降に新たに発行した保管金提出書に記載された納付番号等をご利用ください。

2 保管金の還付について（保管金に残額が生じた場合）

(1) 事前還付請求がある場合

水戸地方裁判所から還付されます。還付に当たって特段の手続は必要ありません。

保管金の納付時に事前還付請求（保管金提出書の〈還付金の振込先等〉欄に記載）をされると、後日の請求を要することなく保管金が自動的に還付されますので、ぜひご利用ください。

(2) 事前還付請求のない場合

水戸地方裁判所で手続を行います。還付請求の際はできる限り振込払いをご利用ください。

3 保管金事務取扱先変更に関する照会等

水戸地方裁判所事務局会計課経理係（029-224-8185）にお問い合せください。